

事業計画検討中の為非公開とします。

(2) 既存処分場からの放流水の水質

株式会社アシストでは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 総理府・厚生省令第 1 号）に基づき、水素イオン濃度、BOD（生物化学的酸素要求量）及び SS（浮遊物質）の 3 項目については毎月 4 回（平均）、排水基準等に係る項目及びダイオキシン類については 1 年に 2 回測定を行っている。

既存処分場からの放流水の採水位置は図 3.1-10 に示すとおりであり、令和 3～5 年度の測定結果は表 3.1-22 のとおりである。

既存処分場は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 総理府・厚生省令第 1 号）等において定められた基準を達成している。

また、計画処理水質については、令和 4 年 5 月 1 回目の BOD（生物化学的酸素要求量）が 27mg/L と計画処理水質を超えたが（他の令和 4 年度の BOD（生物化学的酸素要求量）の測定値は 0.5 未満～13 mg/L）、これ以外の令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 項目は全て計画処理水質を満足している。

表 3.1-22(1) 既存処分場放流水水質調査結果

項目	単位	令和 3 年度 (最小値～最大値)	令和 4 年度 (最小値～最大値)	令和 5 年度 (最小値～最大値)	基準値※ ¹	計画処理 水質※ ²
水素イオン 濃度	-	7.2～7.6	7.0～7.9	7.0～7.7	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的 酸素要求量	mg/L	1.2～18	0.5 未満～27	0.5 未満～15	60 以下	20 以下
浮遊物質	mg/L	1 未満～4	1 未満～4	1 未満～4	60 以下	20 以下

※1：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 総理府・厚生省令第 1 号）

※2：環境保全協定に基づく許容限度

出典：「株式会社アシスト公開データ」（令和 6 年 8 月閲覧 株式会社アシスト HP）

表 3. 1-22 (2) 既存処分場放流水水質調査結果

項目	単位	令和 5 年度			基準値※ ¹
		5 月 11 日	8 月 1 日	11 月 2 日	
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと※ ³
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.5 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.001	0.005	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.034	0.5 以下
ほう素及びその化合物	mg/L	4.2	—	2.2	50 以下（海域以外）
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.26	—	0.48	15 以下（海域以外）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	32	0.92	0.5	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	1 未満	1 未満	1 未満	5 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	1 未満	1 未満	1 未満	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	0.5 未満	—	0.5 未満	5 以下
銅含有量	mg/L	0.04 未満	—	0.04 未満	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	0.01 未満	—	0.01	2 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	0.05 未満	—	0.05 未満	10 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	1.00	—	0.14	10 以下
クロム含有量	mg/L	0.05 未満	—	0.05 未満	2 以下
大腸菌群数	個/cm ³	4	6	33	3,000 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	—	0	10 以下※ ²

※1：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 総理府・厚生省令第 1 号）

※2：「ダイオキシン類特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成 12 年 総理府・厚生省令第 2 号）

※3：「検出されないこと」としている項目は、測定値を定量下限値未満で表記している。

出典：「株式会社アシスト公開データ」（令和 6 年 8 月閲覧 株式会社アシスト HP）

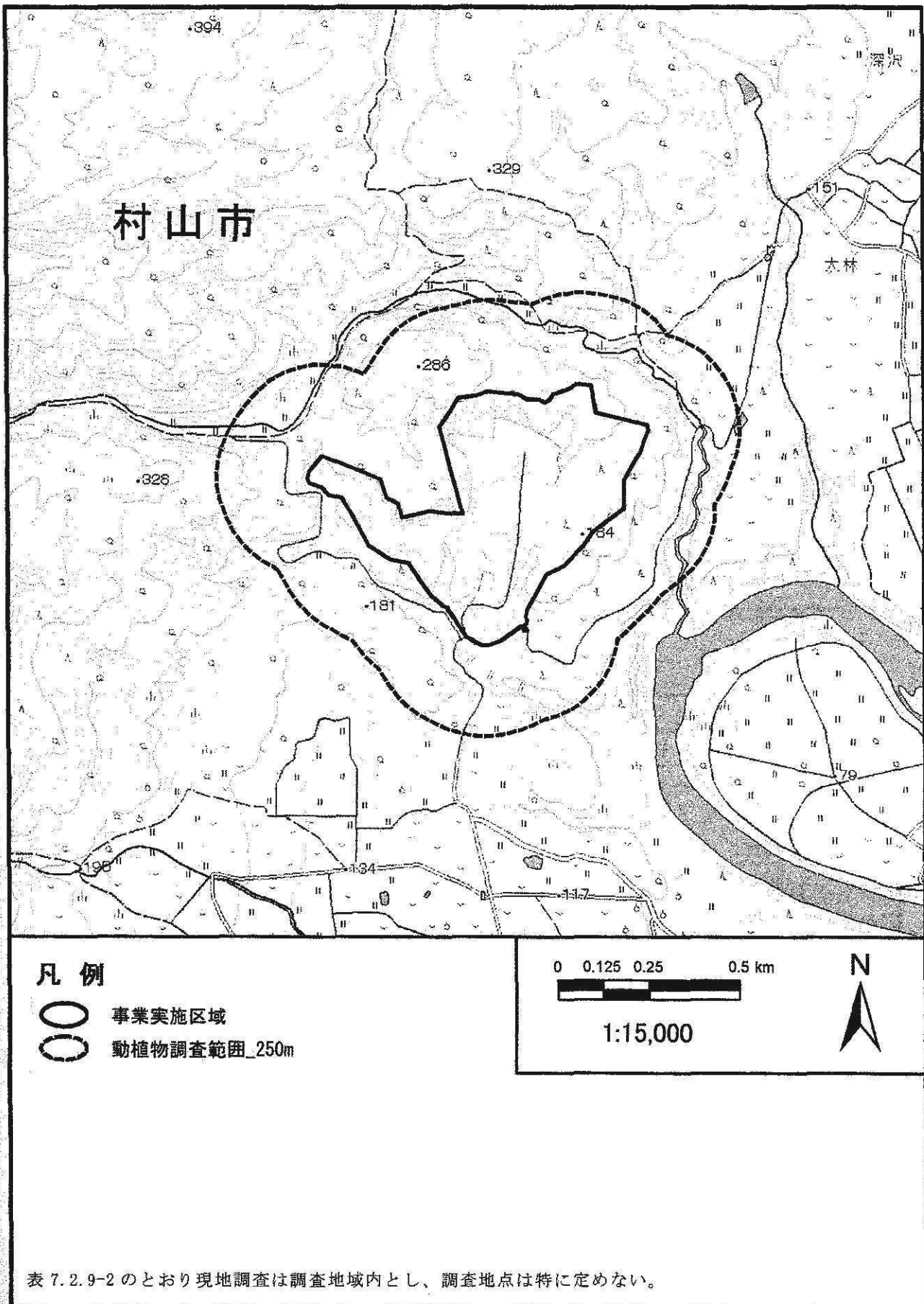


図 7.2.9-1 植物に係る調査地域